「契約における実質的な競争性の確保に関する調査ー役務契約を中心としてー」の勧告に対する改善措置状況

【勧告先】18 府省

【勧告日】平成26年1月28日

【回答日】平成26年9月5日~12日(改善措置状況は平成26年7月28日現在のもの)

主な勧告(調査結果) 主な改善措置状況

- 1 契約における実質的な競争性の確保等
- (1) 応札条件の見直し
- 応札条件について、応札者にとって過度の制約とならないように 見直し
 - ・ 官公庁等からの受注実績がある者に限定して設定
 - ・ 特定の資格等がある者に限定して設定
 - 比較的長期間の実務経験等を設定

18 府省 123 事例

- ○ 関係府省において、応札条件の見直しを実施
 - ・ 官公庁等からの受注実績に限定せずに民間法人からのものも含めて設定
 - 特定の資格等に限定せずにこれと同等の体制を証明できることも 含めて設定
 - ・ 同種業務の契約実績の期間を2年以上から1年以上に短縮

など

⇒ 18 府省 91 事例 (注) のうち、17 府省 73 事例で改善済み

(2) 適切な予定価格の設定

- 予定価格について、市場価格、他の機関の契約金額等の情報を可能な限り収集し、それらを踏まえ適切に設定
 - ・ 同一役務の過去の調達実績を考慮せずに設定
 - ・ 参考見積額に数倍の価格差があるにもかかわらず、単純に平均した 額を設定 など

12 府省 120 事例



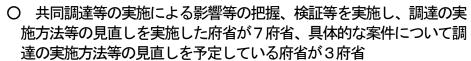
- 〇 関係府省において、予定価格を適切に設定
 - ・ インターネット等を利用して積算した金額に、過去3年間の入札 金額を考慮して設定
 - 参考見積額を単純平均せず、これらの平均値からかい離の大きい ものを除いて設定

など

- ⇒ 11 府省 98 事例 (注) のうち、11 府省 69 事例で改善済み
- (注) 主な勧告 (調査結果) との事例数等の差は、調査対象年度 (平成23年度及び24年度上半期) 限りの契約に係る事例等を除いていることによる。

2 効率的・効果的な共同調達等の実施

- 共同調達等の実施による影響等の把握、検証等の実施及びその結果 を踏まえた調達の実施方法等の見直し
 - ・ 調達改善計画の実施状況の自己評価によれば、共同調達等を実施している全案件ごとにその実施による効果等(経費の削減額や削減率など)に関する内容を記載している府省が18府省中3府省、共同調達等の実施による経費の削減などの影響に関する記載がないものが18府省中2府省(平成24年度末時点)
- 〇 地方支分部局等における共同調達等の積極的な推進
 - ・ 調査した 208 会計機関のうち 52 会計機関で共同調達等を未実施(平成24 年度)
- 3 契約に係る点検機能の一層の充実等
 - 第三者機関による契約監視の仕組みの整備等、第三者機関による契約 監視の一層の充実
 - 第三者機関による契約監視の仕組みが未整備(2府省)
 - ・ 第三者機関の委員への契約に関する情報提供が不十分(9府省31機関) など
 - 内部監査の実施方法の見直し等、内部監査による契約の適正化の推進
 - ・ 内部監査を実施するための仕組みが不十分(1府省)
 - ・ 監査マニュアル等が策定されていない等、内部監査の実効性の確保が 不十分(12 府省22 事例)



〔調達の実施方法等の見直しの例〕

- ・ 平成 25 年度まで、それぞれ別の案件として共同調達等を実施していた文 具、OA用品及び雑貨について、調達にかかる事務コストの軽減を図る観点 から、26 年度から事務用消耗品に統合して共同調達等を実施(文部科学省及 び金融庁)
- 地方支分部局等における共同調達等の対象とする案件の拡大などの 取組を実施した府省が12府省

〔地方支分部局において実施した取組の例〕

・ 平成26年度から、大阪入国管理局及び大阪税関で、関西空港第2ターミナルビル清掃業務委託の共同調達等を新たに実施(法務省及び財務省)

- 〇 関係府省において、第三者機関の運営方法等の見直しを実施
 - ・ 平成26年度中に第三者機関による契約監視の仕組みを整備予定 (消費者庁、復興庁)
 - 9府省31機関のうち、8府省18機関の委員に対しては、応札者 数などの事項を記載した契約一覧を提供済み
- 関係府省において、内部監査の実効性の向上を図るため措置を実施
 - 内部監査の実施対象に外局を追加(環境省)
 - ・ 12 府省 22 事例のうち、8 府省 13 事例については、監査マニュア ル等の策定等を行うなど勧告事項に対応済み



契約における実質的な競争性の確保に関する調査-役務契約を中心として-の結果 に基づく勧告に対する改善措置状況(1回目のフォローアップ)の概要

【調査の実施時期等】

1 実 施 時 期 平成24年12月~26年1月

2 調査対象機関 内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財

務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

【勧告日及び勧告先】 平成26年1月28日 内閣府等18府省に対し勧告

【回答年月日】 内閣 府平成26年9月9日 宮 内 庁平成26年9月10日 公正取引委員会 平成26年9月12日

 国家公安委員会(警察庁)
 平成26年9月11日
 金
 融
 庁
 平成26年9月8日
 消
 費
 者
 庁
 平成26年9月12日

 復
 興
 庁
 平成26年9月12日
 総
 務
 省
 平成26年9月10日
 法
 務
 省
 平成26年9月11日

 外
 務
 省
 平成26年9月8日
 文部科学省
 平成26年9月5日

厚 生 労 働 省 平成26年9月10日 農 林 水 産 省 平成26年9月11日 経 済 産 業 省 平成26年9月11日

国 土 交 通 省 平成26年9月9日 環 境 省 平成26年9月12日 防 衛 省 平成26年9月9日

【調査の背景事情】

- 国の公共調達については、各府省においては、競争性のない随意契約から競争性のある一般競争契約等への移行、競争を事実上制限するような応札条件等の見直しを推進するとともに、「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成 19 年 11 月 2 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議(注)申合せ。以下「19 年連絡会議申合せ」という。)を契機に、外部有識者からなる第三者機関を設置し、全ての契約について第三者による監視を行う体制を整備するなど、契約の適正化のための様々な取組を実施
- また、内閣に設置された行政改革推進本部において決定された「調達改善の取組の推進について」(平成 25 年 4 月 5 日行政改革推進本部決定)においては、i)各府省は、原則として毎年度開始までに、当該年度の調達改善計画を策定・公表すること、ii)各府省は、上半期終了後及び年度終了後、速やかに調達改善計画の実施状況について自己評価を実施・公表すること、iii)行政改革推進会議(行政改革推進本部の下に設置)は、各府省の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うこと等とされ、政府全体として調達改善を推進
- 一方、上記 19 年連絡会議申合せにおいては、第三者機関は 1 者応札の案件については監視の重点事項とすることとされたが、 2 者以上の応札があった 案件については、重点事項とされておらず、競争性の高い契約方式により実施されているものの実質的な競争性が確保されていないものや、より効率的な契約実施方法への見直しの余地があるものなどがあることが想定
- この調査は、国が締結する契約における実質的な競争性の確保、共同調達等の推進等を図る観点から、役務契約を中心として、各府省の契約における 競争性の確保のための取組状況、共同調達等の実施状況、第三者機関による契約の監視の実施状況等を調査
 - (注)公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議は、「内閣官房及び内閣府の本来の機能を向上させるための事務分担の見直しについて」(平成24年12月7日閣議決定)により 廃止

- 1 契約における実質的な競争性の確保等
 - (1) 実質的な競争性の確保のための見直しの推進

(勧告要旨)

関係府省は、契約における実質的な競争性を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 官公庁等からの受注実績があること、特定の資格等があること、比較的長期間の実務経験があることなどを応札条件等として求めているものについては、それらの条件が応札者等にとって過度の制約とならないよう必要最小限のものとすること。(全府省)

(制度の概要等)

- 「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号財務大臣通知。以下「18 年 8 月財務大臣通知」という。)において、応 札条件等の設定については、
 - i) 競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定
 - ii) 仕様書は競争を事実上制限するような内容としてはならないことに 留意
- 19 年連絡会議申合せにおいて、各府省は、制限的な応札条件等を設定することにより競争性の発現を阻害していないかなどの観点から適切に 点検

(調査結果)

- 官公庁等からの受注実績がある者に限定して設定している例 (11 府省計 58 事例)
 - ・ 清掃業務や警備業務等に係る契約について、応札条件等として、国、 地方公共団体、独立行政法人等の官公庁等に限定した受注実績を求め ている。
- 特定の資格等がある者に限定して設定している例(14 府省計30事例) ・ 印刷物発送業務や調査業務等に係る契約について、応札条件等とし
 - ・ 印刷物発送業務や調査業務等に係る契約について、応札条件等として、プライバシーマークや専門統計調査士等の特定の資格等がある者に限定している。
- 比較的長期間の実務経験等を設定している例(16 府省計35事例)

関係府省が講じた改善措置状況

- 「改善状況」は、平成26年7月28日現在のものである。
- ・ 「調査結果」と「改善状況」との間で事例数に差が生じているものについては、調査で把握し指摘した事例のうち、勧告時に既に改善がなされている事例や、事例の基となった個々の契約案件が調査対象年度(平成23年度及び24年度上半期)限りの契約であり、勧告以降のフォローアップの対象となる同一業務の契約案件が存在しないなどの事例であるため、「改善状況」の事例数から除いていることによる。

<改善状況>

→ 指摘した 38 事例のうち、改善したものが 32 事例、改善予定のものが 6 事例

〔改善事例〕

- ・ 電話交換業務に係る応札条件等のうち、官公庁等からの受注実績に限 定せずに民間法人からのものも含めて設定(厚生労働省)
- → 指摘した 23 事例のうち、改善したものが 15 事例、改善予定のものが 5 事例、検討中のものが 3 事例

[改善事例]

- ・ 印刷物発送業務に係る応札条件等について特定の資格等に限定せず、 これと同等の体制を証明できることも含めて設定(外務省)
- → 指摘した 30 事例のうち、改善したものが 26 事例、改善予定のものが 1

・ 自動車運行業務やデータ入力業務等に係る契約について、応札条件 等として、10 年以上の自動車運転歴や5年以上のデータ入力経験等の 比較的長期間の実務経験を求めている。

(勧告要旨)

② 仕様書等に、新規に受注を希望する者が業務内容や業務量を十分理解し、適正な入札金額等を算出するために必要な情報を、具体的かつ分かりやすく記載すること。(消費者庁、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省)

(制度の概要等)

○ 18 年8月財務大臣通知において、仕様書は競争を事実上制限するよう な内容としてはならないことに留意

(調査結果)

- 応札等に必要な情報が仕様書等に明示されていない例 (7 府省計 18 事 例)
 - ・ 海外での調査業務やシステム保守業務等に係る契約について、公募 を実施しているものの、仕様書等において、保守の対象となるシステムの概要として機器等の名称のみが記載

(勧告要旨)

また、公募公告において、契約を予定する相手方の名称を記載しないこと。(内閣府、消費者庁、文部科学省)

(調査結果)

- 公募公告において契約を予定する具体的な相手方の名称を明示している例(3府省計9事例)
 - ・ 調査業務や映像検索業務等に係る契約について、公募を実施しているものの、公募公告において、応札者等がなかった場合に契約を予定している具体的な相手方の名称を明示

(勧告要旨)

③ i)同種業務の契約について、分割するなどして少額随意契約としているものについては、一括発注することにより一般競争契約に移行すること。(内閣府、厚生労働省、環境省)

関係府省が講じた改善措置状況

事例、検討中ものが3事例

[改善事例]

・ 電話交換業務に係る応札条件等のうち、同種業務の契約実績の期間を 2年以上から1年以上に短縮(公正取引委員会)

<改善状況>

→ 指摘した 13 事例のうち、改善したものが 12 事例、改善予定のものが 1 事例

〔改善事例〕

・ 編集・製本業務に係る契約について、適正な入札金額等を算出するために必要な情報(過去の月平均作業量等)を、具体的かつ分かりやすく 仕様書等に記載(農林水産省)

<改善状況>

- → 指摘した2事例については、いずれも改善 〔改善事例〕
 - ・ 調査業務に係る契約について、公募公告において、契約を予定している相手方の名称を記載していない。(内閣府)

関係府省が講じた改善措置状況

(制度の概要等)

○ 予定価格が、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第99条で規定する金額を超えない場合、随意契約(以下、この場合の随意契約を「少額随意契約」という。)によることができる。

(調査結果)

- 同種業務の契約を分割するなどして少額随意契約としている例(3府 省計4事例)
- ・ カーテン設置業務や浄化槽点検業務等に係る契約について、業務内容、 履行場所及び履行時期がほぼ同じであるのに、複数の少額随意契約を締 結しており、これらの契約金額の合計が少額随意契約の限度額を超過

(勧告要旨)

ii) 提案書等の審査等において、調達要求を行った部署以外の職員や学 識経験者等を関与させるなど透明性を確保するための措置を講ずるこ と。(金融庁、財務省、防衛省)

(制度の概要等)

○ 18 年8月財務大臣通知において、総合評価落札方式の実施に当たって は、落札者決定段階において、学識経験者等の第三者の意見を反映

(調査結果)

- 提案書等の審査等に第三者が関与していない例(5府省計6事例)
 - ・ 調査業務や機器賃貸借業務等に係る契約について、一般競争入札(総合評価落札方式)によっているが、調達要求を行った部署の職員のみで提案書を審査

(勧告要旨)

iii) 開札日から役務等の履行開始までの期間の設定について、契約の対象となる業務の内容に応じて、新規に受注を希望する者が必要な準備を行うことができるよう、十分な期間を確保すること。(国家公安委員会(警察庁)、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省)

(調査結果)

○ 開札日から履行開始までの期間が十分確保されていないと考えられる

<改善状況>

- → 指摘した2事例のうち、改善したものが1事例、検討中のものが1事例 [改善事例]
 - ・ 浄化槽点検業務に係る契約について、同一園地内に所在する複数の合 併浄化槽の保守点検業務を一括して一般競争契約に移行(環境省)

<改善状況>

→ 指摘した1事例は、改善予定

「改善事例〕

・ 沖縄防衛局競争参加資格等審査委員会の設置に関する要領(平成19年9月4日付け沖縄防衛局達第15号)を平成26年4月に改正しており、不動産鑑定評価業務に係る契約における企画書の審査について、複数の部局の職員を委員とする審査委員会で実施する予定(防衛省)

<改善状況>

→ 指摘した 7 事例のうち、改善したものが 6 事例、改善予定のものが 1 事 例

〔改善事例〕

例(8府省計9事例)

・ 警備業務やシステム運用支援業務等に係る契約について、一般競争 入札を実施しているものの、開札日から履行開始までの期間が5日間 以下に設定 ・ 複写機等の賃貸借及び保守業務に係る契約について、開札日から役務 等の履行開始までの期間が2日間となっていたものを20日間確保する よう改善(財務省)

関係府省が講じた改善措置状況

(2) 適切な予定価格の設定

(勧告要旨)

関係府省は、効率的な予算執行を推進する観点から、予定価格については、市場価格、他の機関の契約金額等の情報を可能な限り収集し、それらを踏まえ適切に設定する必要がある。(公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、復興庁、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)

(制度の概要等)

- 予決令第80条において、予定価格は、競争入札に付する事項の価格の 総額について定めなければならず、契約の目的となる物件又は役務につ いて、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期 間の長短等を考慮して適正に定めなければならないと規定
- また、予決令第 99 条の 5 及び第 99 条の 6 において、随意契約によろ うとする場合についても予定価格を定めなければならず、その場合には なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならないと規定
- さらに、「行政効率化推進計画」(平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係 省庁連絡会議(注)。20 年 12 月 26 日最終改定)において、
 - i)参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取
 - ii) 参考見積を基に予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定
 - (注) 行政効率化関係省庁連絡会議は、「内閣官房及び内閣府の本来の機能を向上させるための事務分担の見直しについて」(平成24年12月7日閣議決定)により廃止

(調査結果)

- 予定価格の設定方法等を見直す必要があると考えられる例 (12 府省計 120 事例)
 - ・ 庁舎清掃、廃棄物処理等の業務において、同一役務の調達実績、市 場価格、他の機関における契約金額等を考慮することなく予定価格を

<改善状況>

→ 指摘した 38 事例のうち、改善したものが 32 事例、改善予定のものが 4 事例、検討中のものが 2 事例 「改善事例〕

設定(7府省計40事例)

- ・ 自動車の賃貸借や健康診断等の業務において、複数の者から徴取した参考見積書には数倍の価格差等があるにもかかわらず、徴取した見積額の平均額を予定価格に設定(4府省計15事例)
- ・ 健康診断や車検整備等の業務において、複数の者から見積書を徴取 することができるにもかかわらず1者からしか徴取していない、又は 2者以上から徴取しているものの毎回同じ組合せの者となっている。 (9府省計65事例)

(3) 低入札価格調査の適正な実施

(勧告要旨)

関係府省は、契約の適正な履行を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 契約担当官等において具体的な低入札価格調査基準を作成する必要があるにもかかわらず作成していない会計機関がある府省においては、適切に低入札価格調査基準を作成すること。また、当該低入札価格調査基準に基づき、適正に低入札価格調査を実施すること。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、消費者庁、復興庁、文部科学省、防衛省)

(制度の概要等)

- 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の6第1項ただし書き及び予 決令第84条により、予定価格が1,000万円を超える契約で、契約の内容 に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合等には、予定 価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価 格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができると規定
- また、予決令第85条により、各省各庁の長は、必要があるときは、相

関係府省が講じた改善措置状況

- ・ 廃棄物処理業務に係る契約について、インターネット等を利用して積 算した金額に、過去3年間の入札金額を考慮して予定価格を設定(財務 省)
- → 指摘した 13 事例のうち、改善したものが7事例、改善予定のものが2 事例、検討中のものが1事例、指摘の前提となる事態(参考見積額の価格 差が顕著)が生じていないものが3事例

[改善事例]

- ・ 健康診断業務に係る契約について、参考見積額を単純平均するのでは なく、参考見積額の平均値からかい離の大きいものを除いた上で予定価 格を設定(経済産業省)
- ・ 健康診断や車検整備等の業務において、複数の者から見積書を徴取 → 指摘した 47 事例のうち、改善したものが 30 事例、改善予定のものが 16 することができるにもかかわらず 1 者からしか徴取していない、又は 事例、検討中のものが 1 事例

〔改善事例〕

・ 車検整備業務に係る契約について、複数者から見積書を徴取(法務省)

手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準(以下「低入札価格調査基準」という。)を作成することとされ、予決令第86条により、契約担当官等は、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が低入札価格調査基準に該当することとなった場合、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査(以下「低入札価格調査」という。)をしなければならないと規定

(調査結果)

○ 低入札価格調査基準を作成していない。(9府省計36会計機関) また、36会計機関の中には、1,000万円を超える予定価格の10分の5 を下回る価格で入札がなされた案件について、低入札価格調査を実施せずに契約を締結(2府省計3事例)

(勧告要旨)

② 低入札価格調査基準に該当する価格での入札案件について、適正に低入札価格調査を実施すること。(厚生労働省、農林水産省)

(調査結果)

○ 作成している低入札価格調査基準に該当する価格での入札案件において、低入札価格調査を実施することなく契約を締結(2府省計3事例)

(4) 再委託等に係る手続の適正化の推進

(勧告要旨)

関係府省は、再委託等に係る手続の適正化を一層推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

関係府省が講じた改善措置状況

<改善状況>

- → 指摘した 35 会計機関のうち、改善したものが 34 会計機関、改善予定の ものが 1 会計機関
- ※ 調査で把握し指摘した36会計機関のうち1会計機関については、勧告後の 平成26年4月1日に廃止されている。

[改善事例]

・ 「内閣府所管契約事務取扱細則第 25 条第1項第3号における契約担当官が定める基準(割合)について」(平成26年2月28日付け金総第663号)を作成して具体的な低入札価格調査基準を定めた。(金融庁)

<改善状況>

- → 指摘した3事例のうち、改善したものが1事例、指摘の前提となる事態 (最低入札金額が低入札価格調査基準未満)が生じていないもの2事例 [改善事例]
 - ・ セミナーの開催・運営業務に係る契約について、最低入札金額が低入 札価格調査基準を下回ったため、低入札価格調査を適正に実施(厚生労 働省)

① 再委託等に関する事項(禁止事項、承認手続等)について、契約書等において適切に設定すること。(内閣府、宮内庁、国家公安委員会(警察庁)、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)

(制度の概要等)

○ 18 年8月財務大臣通知等において、契約に係る業務の全部を一括して 第三者に委託することが禁止されるとともに、契約の相手方が再委託を 行う場合には、国は、あらかじめ再委託を行う合理的理由、再委託の相 手方が再委託される業務を履行する能力等について審査し、承認を行う などとされている

(調査結果)

- 再委託等に関する事項を適切に設定していない、又は同事項の記載が 不十分な例(14 府省計34 会計機関(計65 事例))
 - ・ 複写機等の保守業務やシステム開発業務等に係る契約において、
 - i)業務の再委託等に関する事項の記載が全くない。
 - ii) 再委託等の承認手続を明確にするような記載がない。

(勧告要旨)

また、特定の者に再委託等を行う必要がないと考えられる業務について、あらかじめ再委託等の相手方、金額等を指定しないこと。(環境省)

(調査結果)

- 再委託等の相手方、金額等を仕様書で指定している例(1府省1事例)
 - ・ 施設の維持管理業務に係る契約において、雪囲いの撤去・設置という特定の者に再委託等を行う必要がないと考えられる業務について、 再委託等の相手方及び再委託等の金額をあらかじめ仕様書において指定

関係府省が講じた改善措置状況

く改善状況>

→ 指摘した 34 会計機関に係る 51 事例のうち、改善したものが 42 事例、 改善予定のものが 7 事例、検討中のものが 2 事例

〔改善事例〕

・ 印刷製本業務に係る契約について、契約書等に再委託等に関する事項 (禁止事項、承認手続等)を適切に設定。

また、「調達契約書の改訂について」(平成26年6月11日付け官会回章第78号)により契約書の標準書式を改訂して、契約書等に再委託等に関する事項(禁止事項、承認手続等)を適切に設定することとしている。(外務省)

<改善状況>

→ 指摘した1事例は、改善

〔改善事例〕

・ 施設の維持管理業務に係る契約について、仕様書における再委託等の 相手方、金額等を指定していた記載事項を削除(環境省)

(勧告要旨)

② 再委託等の承認に係る審査について、適正に実施すること。(宮内庁、 国家公安委員会(警察庁)、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農 林水産省、国土交通省)

(調査結果)

- 審査を経ず再委託等が行われているなどの例(5府省計18事例)
 - ・ 施設の維持管理業務や会議等の運営業務等に係る契約において、
 - i)契約の相手方から再委託等の承認申請がなされたにもかかわらず、 審査を実施していない。
 - ii) 契約の相手方から承認申請がない(実際に承認のないまま再委託等を実施)。
- 審査の質が十分に確保されていないと考えられる例(4府省計13事例)
 - ・ 機器の設置等業務や調査分析業務等に係る契約において、
 - i) 再委託等の金額など審査を行う上で重要な情報について十分に把握しないまま承認
 - ii)「業務の主たる部分」と考えられる部分について再委託等の承認申 請がなされているにもかかわらず、客観的かつ具体的な根拠によら ずに承認

2 効率的かつ効果的な共同調達等の実施

(勧告要旨)

関係府省は、調達規模の適正性や費用対効果等に配慮しつつ、調達コストの削減等一層効率的かつ効果的な調達を行う観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 共同調達等の実施による影響等の把握、検証等について、他府省における取組例等を参考とするなどしてその方法を検討し、案件ごとに適切に実施すること。また、それらの結果を踏まえ、調達の実施方法等の見直しを推進すること。(全府省)

(制度の概要等)

- 各府省庁は、毎年度「調達改善計画」を策定・公表(競争性の確保、 共同調達等の推進等)
- 各府省庁は、調達改善計画の実施状況について自己評価を実施し、そ

く改善状況>

- → 指摘した 10 事例については、全て改善 [改善事例]
 - ・ 複写機の保守管理業務に係る契約について、契約相手方から再委託承 認申請書の提出を受け、適正に審査を実施(国家公安委員会(警察庁))
- → 指摘した9事例のうち、改善したものが3事例、検討中のものが6事例 「改善事例」
 - ・ 調査分析業務に係る契約について、あらかじめ仕様書上に業務の主た る部分を特定して記載することで再委託可能な業務の範囲を明確化(外 務省)

関係府省が講じた改善措置状況

の結果を公表

(調査結果)

○ 調達改善計画の実施状況の自己評価によれば、共同調達等を実施している全案件ごとにその実施による効果等(経費の削減額や削減率など)の関する内容を記載している府省が18府省中3府省、共同調達等の実施による経費の削減などの影響等に関する記載がないものが18府省中2府省(平成24年度末時点)

(勧告要旨)

② 本府省においては、各府省に共通する物品、役務等の調達について、これらの実施状況や各府省の実情等を踏まえ、共同調達等の実施が可能であると考えられるものについては、共同調達等を積極的に推進すること。(全府省)

(制度の概要等)

○ 中央省庁等を7つの調達グループ(共同調達等グループ)に分け、共同調達等グループ単位を中心として共同調達等を実施

(調査結果)

○ 共同調達等グループ単位を中心として、平成23年度では延べ103件、 24年度では延べ163件の共同調達等を実施

(勧告要旨)

また、会計機関が置かれている地方支分部局等を有する府省においては、地方支分部局等の各官署に共通する物品、役務等の調達について、

<改善状況>

→ 18 府省のうち、共同調達等の実施による影響等の把握、検証等を実施し、 調達の実施方法等の見直しを実施した府省が7府省、具体的な案件につい て実施方法等の見直しを予定している府省が3府省、調達の実施方法等の 見直しに向けた検討を予定している府省が8府省

[調達の実施方法等の見直しの例]

・ 平成 25 年度まで、それぞれ別の案件として共同調達等を実施していた文具、OA用品及び雑貨について、調達にかかる事務コストの軽減を図る観点から、26 年度から事務用消耗品に統合して共同調達等を実施(文部科学省及び金融庁)

<改善状況>

→ 18 府省のうち、共同調達等の対象とする案件の拡大などの取組を実施した府省が 11 府省、具体的な案件について取組を検討している府省が 4 府省、今後検討を行う予定の府省が 3 府省

[本府省において実施した取組の例]

・ 平成 26 年度から、内閣府等が実施している荷物配送業務の共同調達 等に新たに参加(宮内庁)

特に、各々が少額随意契約としているものを一括発注して一般競争契約 に移行するなど、共同調達等の取組を積極的に推進すること。(内閣府、 宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、総務省、法務省、 外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、 国土交通省、環境省、防衛省)

(制度の概要等)

○ 地方支分部局においてはそれぞれの実情等を踏まえ、それぞれ共同調 達等の対象とする案件の範囲を拡大するなどの取組を推進

(調査結果)

○ 調査した 208 会計機関のうち 52 会計機関で共同調達等を未実施(平成 24 年度)

- 3 契約に係る点検機能の一層の充実等
 - (1) 第三者機関の運営方法等の改善

(勧告要旨)

関係府省は、第三者機関による契約監視の一層の充実を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 第三者機関による契約監視の仕組みがないものについては、この仕組みを整備すること。なお、整備する第三者機関においては、委員への契約に関する情報の十分な提供等を行うこと。(消費者庁、復興庁)

(制度の概要等)

○ 国における公共調達のうち、公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 13 年 3 月 9 日閣議決定。23 年 8 月 9 日一部変更)により、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について、入札監視委員会等の第三者機関の意見を反映する仕組みを導入

関係府省が講じた改善措置状況

<改善状況>

→ 15 府省のうち、地方支分部局等における共同調達等の対象とする案件の 拡大などの取組を実施した府省が 12 府省、具体的な案件について取組を 検討している府省が 1 府省、今後検討を行う予定の府省が 2 府省

〔地方支分部局等において実施した取組の例〕

・ 平成 26 年度から、大阪入国管理局及び大阪税関で、関西空港第2ターミナルビル清掃業務委託の共同調達等を新たに実施(法務省及び財務省)

○ 公共工事以外の物品、役務等の調達についても、19 年連絡会議申合せにより、各府省において、全ての契約の監視を行う第三者機関を設置することとされている。

(調査結果)

○ 第三者機関による契約監視の仕組みがない例(2府省)

(勧告要旨)

また、契約監視の仕組みはあるものの一部の契約案件が監視対象となっていないものについては、全契約案件を監視対象とすること。(国土交通省、環境省)

(調査結果)

○ 第三者機関による契約監視の仕組みはあるものの一部の契約案件が監視対象となっていない例(2府省)

(勧告要旨)

② 第三者機関の審議が適切かつ効率的に行われるよう、委員への契約に 関する情報の十分な提供を行うこと。(公正取引委員会、金融庁、法務省、 財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省、防衛省)

(調査結果)

○ 第三者機関の委員に提出する契約一覧に、応札者数、契約相手方等の 事項が含まれていない例 (9 府省計 31 機関)

(勧告要旨)

③ 第三者機関による審議対象となった契約案件の担当会計機関だけで

関係府省が講じた改善措置状況

<改善状況>

→ 指摘した2府省は、改善予定

[改善予定事例]

・ 平成 26 年 12 月までに入札等監視委員会を設置し、契約監視の仕組み を整備する予定(消費者庁)

<改善状況>

→ 指摘した 2 府省のうち、改善したものが 1 府省、改善予定のものが 1 府 省

[改善事例]

・ 平成26年4月1日に、公正入札調査会議(契約の適正化小グループ) 実施要領を改定し、勧告で指摘された一部の契約案件を同会議の監視対 象に追加(国土交通省)

<改善状況>

→ 指摘した 31 機関のうち、改善したものが 18 機関、改善予定のものが 13 機関

[改善事例]

・ 委員に提供していた契約に関する情報について、予定価格、落札・応 募者数も提供するとともに、低入札価格調査の対象案件については「低 入札」と記載して提供(公正取引委員会(公正取引委員会契約監視委員 会))

なく、第三者機関の監視対象となる全会計機関において契約の見直しに活用できるよう、審議結果等の情報提供の一層の充実を図ること。(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

(調査結果)

○ 第三者機関の監視対象となる全会計機関に審議結果等を事務連絡で送付するなど、審議結果等が全ての会計機関に確実に認識されるようにするための取組を行っていない例(12 府省 15 機関)

(2) 内部監査の実効性の確保・向上

(勧告要旨)

関係府省は、内部監査による契約の適正化の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 外局について内部監査を実施するための仕組みが不十分なものについては、全ての部局が内部監査の対象となるよう、仕組みを見直すこと。(環境省)

(制度の概要等)

- 「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」(平成 18 年 2 月 24 日 公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ) や 18 年 8 月財務大 臣通知において、
 - i) 内部監査を実施するに当たっては、入札及び契約の適正化を図るための措置並びに再委託の適正化を図るための措置に留意して行うこと、
 - ii) 監査要領又は監査マニュアル等において、監査方法等の記載を充実し、内部監査の質の向上に努めること
- 「平成 13 年度決算検査報告」(平成 14 年 11 月会計検査院) においては、内部監査の実効性を確保するためには、監査結果等を組織全体に周知することなどが有効

関係府省が講じた改善措置状況

<改善状況>

→ 指摘した 15 機関のうち、改善したものが 13 機関、改善予定のものが 2 機関

[改善事例]

・ 第三者機関の監視対象となる全会計機関に対し、今後の契約事務に活用できるよう、電子メールにて情報提供を実施(内閣府(内閣府本府入札等監視委員会))

(調査結果)

○ 外局が内部監査の対象となっておらず、内部監査を実施するための仕 組みが不十分な例(1府省)

(勧告要旨)

② 内部監査の実効性の確保・向上を図るため、内部監査の実施方法の見 直し、監査マニュアル等の策定及び必要な見直しなど、内部監査の適切 な実施のための措置を講ずること。(内閣府、宮内庁、公正取引委員会、 復興庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産 省、環境省、防衛省)

(調査結果)

- 少額随意契約とすることが可能な上限額を大幅に上回る額で少額随意 契約が継続的になされてきているにもかかわらず、これまでの内部監査 において一般競争契約に改めるよう指摘された実績がない例(1府省1 事例)
- 内部監査において、随意契約における1者見積りの見直しや、備品等 → 指摘した2府省は、改善予定 の調達における不適切な分割発注による少額随意契約の改善について指 摘されたにもかかわらず、指摘後も当該指摘内容が改善されていない例 (2 府省計2事例)
- 内部監査の実施に当たり使用する監査マニュアル等が策定されていな \downarrow → 指摘した1府省は、改善 い例(1府省)
- 監査マニュアル等に、監査事項等として「再委託の適正化を図るため → 指摘した14部局のうち、改善したものが10部局、改善予定のものが4 の措置」が盛り込まれていない、又は当該事項等が随意契約に係る案件 のみに限定されている例(11 府省計 14 部局)

<改善状況>

- → 指摘した1府省は、改善 「改善事例〕
 - ・ 平成26年2月28日に監査規程を改正し、内部監査の対象に、外局で ある原子力規制委員会を追加(環境省)

<改善状況>

→ 指摘した1府省は、改善予定

「改善予定事例〕

- 少額随意契約に関する特別監査の実施結果に応じ、平成27年3月ま でに、次年度の内部監査の実施方針、監査マニュアルの見直し等につい て検討し、内部監査の適切な実施のための措置を実施予定(法務省)

「改善予定事例〕

- ・ 平成 26 年度に実施した監査からは、監査の結果、改善すべき事項が 求められた場合は、是正状況が不十分であると認められた場合には、「再 発防止策 | を報告させる予定(厚生労働省)

[改善事例]

- ・ 平成26年5月に、「平成26年度会計監査計画」及び「会計監査マニ ュアル」を策定(復興庁)
- 部局

「改善事例〕

・ 文化庁会計実地監査マニュアルを平成26年2月17日に改定(文部科 学省(文化庁政策課会計室))

主 な 勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
○ 監査結果等を、監査実施対象とならなかった会計機関に周知していない例(4府省計4部局)	→ 指摘した4部局のうち、改善したものが2部局、改善予定のものが2部局 同(改善事例) ・ 平成25年度内部監査報告書及び平成26年度監査計画については、平成26年4月14日に、各部局会計担当者に電子メールで周知(宮内庁(長官官房主計課))